平成２９年（フ）第４７０号
埼玉県越谷市南越谷１丁目６番101号　明徳団地20―26
債務者　花澤　秀明
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
千葉県香取市大戸川1956番地４　２―205
債務者　鈴木　千恵
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第２７６号
愛知県岡崎市六名１丁目５番地２　昭栄マンション　Ａ―207、前住所愛知県豊橋市多米中町３丁目２番地の１（10―405）
債務者　福井　一機
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３５５号
大阪府泉南郡岬町淡輪984番地
債務者　黒木カイロこと　黒木眞佐徳
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
北海道旭川市永山12条３丁目２番18号　フレンドリーＶ　Ａ棟　201号
債務者　武藤　雄大
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６４号
北海道旭川市忠和３条１丁目８番15号　ゲストハウスみかん　207号室
債務者　佐藤　健市
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９７４号
大阪市大正区平尾１丁目６番17号　大正祐伸ビル　411号
債務者　隈部　文哉
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０２７号
大阪市淀川区西三国１丁目９番37号　パルＪ＆Ｓ　206号
債務者　杉山富貴恵こと　杉山富貴惠
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１０９号
東京都大田区大森西４丁目13―18―201
債務者　千年　広二
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月12日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８２号
岡山市中区湊315番地　湊市営住宅Ｃ302―９
債務者　武田八重子
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８３号
岡山市中区湊315番地　湊市営住宅Ｃ302―９
債務者　武田　優一
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９５号
岡山市南区福富中２丁目９番36号
債務者　山畑　智子
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月26日午前10時10分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９９号
岡山市北区野田２丁目２番35号　上杉第３ビル野田508号
債務者　安田　史生
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０９号
岡山県赤磐市桜が丘西６丁目24番１号、旧住所大阪市西成区萩之茶屋１丁目５番14号　メゾンドヴューコスモ302号
債務者　糸井川雅一
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２０号
岡山市中区海吉2315番地５
債務者　清水　康子
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２２号
岡山市北区七日市西町２番12号　１階―西
債務者　佐藤　秀臣
1　決定年月日時　平成29年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部